

県との陳情懇談会開かれる

— 障害者や介護する家族の切実な訴えつづく —



参加と平等

県推協新聞

第426号
 2015年12月28日
 毎月一回 28日発行
 郵便振替口座/00580
 -9-2534・障県協
 購読料; 年額 360円
 (会員の購読料は会費及び寄付金を含む)

発行 障害者の生活と権利を守る
 長野県連絡協議会
 発行所 〒三八一〇〇三四
 長野市高田中村二七六一八
 長野県労働会館一階
 電話 〇二六(二六四)五二五六
 FAX 〇二六(二六四)五二五六
 松丸道男

長野県障害者運動推進協議会の県との陳情懇談会が十二月二日(火)午後、県庁議会議棟において開催されました。松丸道男代表は挨拶で、県の日頃の努力や私たちの陳情に対する二百^分を超える丁寧な回答書への感謝を述べた後、全国調査で明らかになった介護する家族の実態や課題を次のように指摘しました。「現在の日本の福祉は、家族が元気なうちは良いが、家族の一人でも具合が悪くなると生活が立ち行かなくなる」「県内でも、緊急時に障害児者を預かってくれる場が不足し、常に不安な生活を送っている」。そして、深刻な現状の把握と具体的な施策を求めました。

理解を広げるとともに、ぜひ利用の申し込みを：」「手話言語条例を出来るだけ早く実現したい。また、様々な情報へのアクセスに支援が必要な方々にしても研究会を立ち上げた」「信州あいサポート運動をいっそう進め共生社会づくりに取り組みたい」と県の取組みを紹介しました。

◆**県立こども病院の課題**
 ひだまりの会・金塚さんは、CLSの常勤化による実績を質問しました。担当者から「年間千件を超える相談があるなど県の評価委員会において高く評価されている」と回答しました。この回答を受け、「病棟保育士に増員」と求めました。

◆**福祉医療・自立支援医療制度**

- 紙面の案内**
- ◆P1~P2; 県との陳情懇談会開かれる
 - ◆P3; 中信地区の特別支援教育を考える会 県議会各会派に要望書提出
 - ◆P4; 誰もが安心できる『介護保険制度を考える県民集会』開かれる
 - ◆P5; 天海正克さん、千葉市を提訴 ◆P6~P7; 障全協 中央行動報告
 - ◆P8; お知らせコーナー (お知らせコーナーへの情報を寄せて下さい。)



福祉医療の会・湯浅さんは、「窓口無料は三八都府県で実施し、岩手県が自動給付方式を止め一部無料になる。山梨県は障害児も他の子と同じ無料化にする。国も子どもについてはペナルティー廃止の検討を始めている。長野県では県がイニシアチブをとって自動給付方式をやめない限り市町村独自に無料化を実施することは難しい。国の動向を待つのではない、県民の願いに沿い決断を」と要望しました。

えんがわ・山本さんは、「対象疾患が増えたことは良かったが、自己負担が出てきた。さらに、更新の度に医師の診断が必要で、高額な文書料が発生した。是非、改善してください」と訴えました。

しかし、担当者の回答は、従来の県の主張を繰り返して、「国の姿勢待ち」でした。

◆精神障害者の課題

ボプラの会・池田さんは、「(緊急医療)案内チラシには、三六五日対応になったと記載されていた。緊急時、家族が困ってチラシの番号に電話したところ、『薬を飲んで、翌日病院に行ってください』と言われた。緊急時に対応できる体制を早急に整えてほしい」と要望しました。

同会の山本さんは、「地域で暮らす願いを実現するために、『病棟転換型居住系施設』施策を行わ

ないように」「地域で暮らせるように総合的施策の充実を」「家族会や当事者会への支援強化を」などと要望しました。

同会の穂刈さんは、精神保健福祉法詳解の資料を示しながら「精神障害者手帳2級は、身障手帳3級並びに療育手帳中度(B1)に相当するとされているのに、なぜ福祉医療費給付事業では差別するのか」「所得の調査では、精神障害者の方がむしろ低い」と三障害同等の処遇を求めました。

担当者は、医療制度の充実については、「病院の協力で成り立っている」とし、現状については「完全なものとは思っていない」「お願いはしているが(要望には)たどり着いていない」との認識を示したものの、県としての主体的な努力を感じることができませんでした。

病棟転換の問題については、「県も病院もその方向性は持っていない」とし、モデル事業については「全国数カ所ある。その経過を見て、国の検討を見てから」との姿勢です。私たちと共通の立場とは言い切れず、運動の継続の必要性を感じました。福祉医療の課題については、「国の動向等を見て」と同様の回答でした。

◆中信地区特別支援学校再編問題

松本養護学校に子どもが通う上條さんは、松本養護学校の施設設備の実態について「ひまわり部(重度重複部門)は、トイレが狭くて利用

できず、教室を区切って排泄やオムツ交換などを行っている。好きなトラップリンなどを置くとスペースがなくなり、安心・安全な教育環境とは言えない」「将来、生徒数が減るからななどの話はおかしい、今いる子どもたちの教育環境を整えるのが行政のやるべきこと」「新年度、松本盲学校に分教室を設置してもなお、教室は不足している」と訴えました。

事務局からは、当会が提出した陳情書にそって、「障害者の権利条約」に謳われている「インクルーシブ教育」「地域化」「障害があってもその子の能力を可能な限り最大限に発達させる教育のために必要な教育環境の整備」などを訴えました。

担当者は、「思いは同じ」と応じました。しかし、県行政としての姿勢は翌三三付信濃毎日新聞の記事が示す通りとすれば反省の様子は見えません。(県教委特別支援教育課・中坪成海課長「これまで同様、関係者の方の声を聞いて丁寧に計画を進めたい」)

◆医療的ケアを要する子の課題

ちちごの会・紮野さんは、「医療的ケアを必要とする子どもが通学する際、親の付き添いがなくても対応するモデル事業を始めていた。大きくは一歩前進で有難い」「わが子も中学生になって、親の付き添いを嫌がるようになった」「今後さらに、増やしていただきたい」と要望しました。

県の「医療的ケア運営協議会」では当事者参加で協議が進められており、やっと実現した成果です。担当者の回答も、「現場教職員や看護師が安心して取り組めるよう、個別性を踏まえた判断の在り方や基準作りを進める必要がある。数校・数名でモデル事業を実施、好例をつくり、看護師の処遇改善や増員などの条件整備を併せて進めたい」と大変前向きな回答でした。

◆強度障害・重度障害児の緊急時の支援体制

強度行動障害などがある重度障害児の支援の場や介護する家族支援の深刻な事例が二件出されました。

家族任せ、自己責任論が強調される日本型福祉が強められる中、公的な支援の場が少なく、民間も職員体制などが益々貧困になり、強度行動障害や重度障害児の支援を拒否されたりサービスマン量を減らされたりし介護する家族の負担は限界を超えています。また、何とか見つけた場における支援の在り方そのものも時には人権侵害の疑問を抱かざるを得ない状況が生まれています。

この様な深刻な訴えに、通り一遍の他人事のような回答しか得られず、陳情回から批判の声が上がりました。解決に向け力を貸していただきたいと、休憩時や終了後に担当者との情報交換などを継続して実施しました。

中信地区の特別支援教育を考える会 県議会各会派に要望書提出

一障害児にも普通の教育条件 整備を求めて一

中信地区の特別支援教育を考える会（約野美和代表・松本市）は、十二月五日、県の森文化会館において各校の情報交換会及び研修会を開き、今後の運動の進め方について協議しました。

松本養護、松本盲学校関係者からは、「現状では、新年度に松本盲学校に分教室を設けても、四つほど教室が足りない」「不満があるが松本盲学校への設置は仕方がない」「せめて今要望している予算は確保してほしい」など、切羽詰まった発言が出されました。寿台養護学校の保護者は、「病院の移転は何年も前から決まっていた。病弱養護、とりわけ障害の重い医療的ケアの必要な子は、医療があるから安心できると学校を選

んだ。十二年間はいるつもりで…、病院が移転するならば、教育の場も一緒に考えるべきなのに、今頃になってこのような案を出してくるなんて」と言葉を詰まらせた。

また、「十一月～一月に説明し、二月に決定する姿勢は、何としても理解できない。理解を得る方法ではない」などの意見も出されました。「障害者権利条約」を教育に活かす研修会は、当会の原副代表を講師に行われました。○長野県の障害児教育（特別支援教育）の略史○保護者・教職員が、憲法や教育基本法に

学び実現させた養護学校義務制○高等部希望者全員入学や未就学年齢超過障害者の教育保障に向けての運動○国連「障害者権利条約」による新しい理念実現に向けてなどを学び合いました。

現在の障害児教育の現場の状況は、障害者の権利条約にある「他の者との平等」から程遠い。また、教職員不足や教室が不足する、特別教室がないなどの状況は、障害者の「能力をその可能な最大限まで発達させる」との条項に反します。また、施策決定に関しては立案段階からの「当事者参加」が大原則です。憲法の条項にある通り、教育を受

ける権利も、国民の不断の努力により守り発展させることが求められています。行政が子どもたちの権利を守ろうとしないとき、私たちは共犯者になるのではなく、手をつないで切り拓いていきましょう、と学び合

いました。当面の行動として、県議会各会派への要望書提出、当会の県陳情懇談会への参加などを決めました。

当会が十二月二日に提出した県知事あて陳情書の陳情項目のみを掲載します。「中信地区の特別支援教育を考える会」が各会派に要望した項目の内容とほぼ一致しています。

陳情項目

一、我が国が批准した国連「障害者権利条約」に示された「他の者との平等」及び「インクルーシブ教育」「能力をその可能な最大限まで発達させる教育」等の理念を実現するために、特別支援学級・学校を含めた長野県全体の教育プランを策定してください。

策定に当たっては、当事者や保護者、教職員、関係者、研究者などを中心に検討委員会等を組織してください。また、行政側は事務局として機能し、委員長等のポストには県行政との利害関係等を持つ者（過去を含め）はその任に当たらない様にしてください。

二、緊急避難的な措置である「中信地区特別支援学校再編計画」（二〇一五年八月発表）に示された松本盲学校内の松本養護学校高等部分教室・重度重複障がい部門については、当事者・保護者、教職員

及び関係者の要望を反映させ、十分な予算を確保し教育条件整備を早急に進めてください。

三、松本ろう学校、寿台養護学校に関わる「通学生利便性を視点にした知的障害の児童生徒の新たな学びの場の再配置」（案）については、拙速な結論を出さずに、陳情事項により、当事者・保護者、教職員及び関係者の協議の場を設け再検討してください。



誰もが安心できる 『介護保険制度を考える 県民集会』開かれる

県内の介護従事者や県民医連などを中心に組織され、当会も参加する「介護保険をよくする信州の会」(代表・合津文雄長野大学教授)は第二回介護保険制度を考える県民集会を十一月二日、安曇野市サンモリッツで開催しました。介護現場で働く人々、介護事業者、県民医連関連の介護・看護・医療等従事者、行政担当者など約四〇〇名が参加しました。

村)の新総合事業開始予定時期についての情報や、本年度四月から実施を始めた御代田町の諸活動について紹介がありました。

基調講演は、「福祉・介護オンブズネットおおさか」の日下部雅喜事務局長(大阪社会保険推進協議会)を講師に「これからの社会保障と介護保険」と題し行われました。

二〇〇〇年に介護保険が始まりましたが、「改革」のたびに「改悪」されてきたこと、一二年の「民主・自民・公明による三党合意」「社会保障と税の一体改革」ほかによるさらなる抑制、「二〇二五年を視野に入れた今回の『改革』の中身」について、具体的な数値を示し、鋭く批判しました。(以下、講演の要点のみ紹介)

日本の社会保障の理念は、国際的に見ても憲法の規定から見ても大きく立ち遅れ、かい離しています。

「自助(自己責任)を基本としています」そして「自助の共同化としての共助(社会保険制度)が自助を支え、自助・共助で対応できない場合に公的扶助等の公助が補完する仕組み」になっています。

「このわけ、介護保険制度は四〇歳以上の約七三〇〇万人が支払い、要介護・要支援認定者は約六〇〇万人、六五歳以上の十八%しか使えない制度になっています。実際のサービス利用者はさらに少ない約五〇〇万人です」「医療保険制度は九八%

が利用している制度ですが、介護保険は最大で十八%しか使えない」「現在、特別養護老人ホームの待機者の三割が要介護1、2の人で、新規入所者が四月から原則「要介護三」以上に限定されたことにより、「制度あって保険なし」の状態になった」「一定以上の所得がある高齢者のサービス利用時の自己負担が、八月から二割に引き上げられた」「今後いっそう一定の所得がある者は所得はなくても預金がある自己負担を増やすなどいっそうの改悪が進められようとしている」などと指摘しました。

本年度、事業者を支払われる介護報酬が全体として引き下げられた影響について、七・八月に大阪府内のデイサービス事業所を対象にした調査結果を紹介しました。七割が減収、二割が事業を縮小・撤退する方向だったとし、「このままでは人材を育成できない」と訴えました。

介護の制度を改善するための財源については、憲法九条・二五条を守り、安倍首相が進める「軍拡」の予算を削減して回せば賄えると、予算額を示して明らかにしました。

会場からの報告や発言では、介護保険をよくする飯伊の会から、四月に強行された介護報酬改定についての緊急アンケート調査の結果が報告されました。「今回の介護報酬改定により今後どのように影響が予想されるか?」の問いに対し、「後退必

至」との回答が、回答した二五事業所のうち一六事業所、「改善する」は僅か二事業所です。さらに、「経営が後退せざるを得ない場合の対応方法について」は、「事業所の廃止」が回答した三四事業所のうち三事業所ありました。

介護事業所を運営する方からは、「職員の待遇を改善し、利用者の介護の質を高めようと苦心している。職員の介護実践力を高めることが大切。(職員の賃金アップにつなげる)処遇改善加算の手続きが大変で、書類作成に時間をとられ、本来の寄り添う介護ができない」との悩みが出されました。

また、「職員も利用者も情報交換したり学習し合ったりして行政に働きかけていきたい」「力をあわせ介護保険改善の運動を進めよう」との意見も出されました。



天海正克さん、千葉市を提訴 障害者の社会参加の権利を守って!

一 歳問題の解決めざし、全国の支援を一

海さんは仕方なく、昨年八月、自費でヘルパーを利用し、月十四万円の利用料を負担しました。その結果、体調を崩すなど生活が成り立たないことから、やむを得ず介護保険を申請しました。

障害者サービスを利用している間は、自己負担はありませんでしたが、新たに月一万五千円の自己負担が発生しました。障害者サービスに比べ介護保険制度はサービス内容が少なく、外出や芸術鑑賞などの社会参加を控えなければなりません。

「障害者福祉サービスを利用して暮らしてきた障害者が、六五歳になると、強制的に介護保険制度に移行させられることは、憲法や障害者権利条約などに反する」

「市の対応や介護保険に『社会参加』の視点がないことにより、尊厳を大きく傷つけられた」と障全協の集会でも訴えました。

同訴訟を担当する向後剛弁護士は、「六五歳という年齢で区別することに合理性はない。憲法の平等原則に違反する」と述べています。提訴には支援者ら四十余人が参加し、宣伝活動を行いました。

障全協などの全国組織も、支援活動を進めています。また、多くの仲間が各地域で立ち上がり訴えていくことの大切さを集会で確認し合いました。

「障害者の生活と権利を守る第四回全国集会・中央行動」にあわせ、十一月二十四日に「六五歳問題」について国会内で記者会見に臨んだ一人の天海（あまが）正克さん（六六）。「千葉市の対応次第では訴訟を準備」との表明通り、三日後の二七日に千葉地裁に提訴しました。

脳性まひで重度障害のある天海さんは昨年七月、六五歳の誕生日を迎えるにあたり、「障害者福祉に貫かれている社会参加の視点が介護保険制度にはない」として、介護保険の申請をしませんでした。

市は、天海さんが、福祉サービスがなければ、生きていくことさえできないことを十分に認識しながら、「介護保険申請をしていない」との理由で、福祉サービスをすべて停止してしまいました。天

不安な『障害者総合支援法』改正の動き

一 障害者の願いに逆行する社会保障の報告書一

厚生労働省は、障害者総合支援法の改定に向けた議論を進めています。簡単に経過を振り返ってみます。二〇〇六年四月に障害者自立支援法がはじまり、障害が重い人ほど負担が重くなる「応益負担」の仕組みが導入されるなど様々な問題が起きました。

改正を求める大運動と同時に、自立支援法違憲訴訟が起きました。政府は、「障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたことに心からの反省」の意を表明し、訴訟団と「基本合意」を取り交わし和解しました。

政府が守らなければならない諸原則は、①障害者権利条約②障害者総合福祉法制定を目指した政府の諮問機関がまとめた「骨格提言」③訴訟団との「基本合意」です。

しかし、障害者自立支援法を廃止して新たに策定されるはずの障害者総合福祉法は、「障害者総合支援法」と名を変え、悪しき自立支援法をベースとした法に改定されてしまいました。その際、全国の障害者団体等の強い反対運動を背景に、法の付則に「三年後の改定」が明記されました。新年度

は、二〇一三年「障害者総合支援法」施行から三年目に当たります。改定を進めるためにこれまで議論を重ねてきたのが、厚生労働大臣の諮問機関「社会保障審議会・障害者部会」です。十二月十四日に「障害者総合支援法施行三年後の見直しについて」（案）との報告書が発表されました。

同省は、障害者が切実に求める負担軽減などに背を向け、自己責任と負担増を求める方向を示すこの報告書に沿った改定案を来年の通常国会に提出することをめざしています。

内容は障害者の願いに逆行

総合支援法第七条「介護保険優先原則」による「六五歳問題」について報告書は、「介護保険優先原則を維持することには一定の合理性がある」としています。「第七条廃止」を願う障害者の願いに逆行するものです。

公費による障害者福祉サービスを減らすための項目が幾つも盛り込まれています。「障害者福祉サービスと合わせて、ボランティア等も含めたインフォーマルサービスの活用を進める」。障害福祉サービス利用料について、「低所得者世帯の利用料負担が無料となっていくこと、他制度とのバランスや公平性等を踏まえ検討すべき」など負担の拡大をにじませています。

障全協 中央行動報告

報告者：松丸道男

私は、十一月二十四日の午前、障全協の各省交渉で「障害者の六五歳問題」等に関心があったので、老健局介護保険課との懇談・交渉の場に参加しました。

障全協は、障害者の六五歳問題で、次の要請を提出し、意見交換をしました。

要望項目〈老健局介護保険課〉

一、通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」と平成二十七年二月十八日付で障害福祉保健部（局）宛に出された事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」を都道府県・市町村の介護保険担当課に周知徹底して下さい。

回答「介護保険との適応関係、ガイドラインの通知を各自治体に発信しました。一律に介護保険を優先させるものではない。介護保険にない障害者関係の独自サービスは引き続き使えると通知している。」



以上の、回答から、意見交換が始まりました。

老健局介護保険課は、「全国の各自治体に周知する」との返答でしたが、参加した障害者当事者より、「私は、六五歳すぎましたが、これまでの障害関係の福祉サービスで移動支援等を使い色々な所に社会参加をしてきました。しかし介護保険には社会参加を位置づけたサービスがないので障害者独自サービスなので、介護保険は、申請をしませんで

した」そうしたら、何の説明もなく突然、これまでの全てのサービスを行政はカットしてきました。それでも私は一ヶ月間は、自己負担でホームヘルプなどの有償サービスを受けて、私の年金から支払いましたが、金銭的につかないので、やむおえず介護保険の申請をしました。

また、厚労省は、昨年全国の各自治体へに対して障害者の六五歳問題に対す対応を調査しました。

その結果、七つの市町村で、厚労省の通知どりに行っていないことがわかり、厚労省は、再度通知をおくり、指導したとのことでした。

これに対して、障害者側より、「厚労省は、各自治体に対して周知させていると言うが、実際の現場、市町村の対応は異なっており、周知されていないではないか？それで、いいのですか？」

厚労省の担当職員は、言葉がつまり「周知できるように、通知している」を繰り返して、障害者側より、「七つの市町村の対応が明らかになったので、通知だけでなく、訪問して指導したらどうか」これに対して、「個別の案件ですので、厚労省は動けない」





と返答。

障害者側より「厚労省が動かないから当事者が困っているのだから、これは、個別の問題ではありませぬ」「障害者当事者のいのちに關わることもあるが、厚労省は本場に周知させる気があるのか?」

厚労省は、「個別の案件であり、係争中であるので、動けない」との姿勢でした。

もうひとつ、午後より親・家族の分科会での厚労省との懇談会に参加しました。

要望①入所施設の有用性を認め、必要な施設として積極的に整備できるように方針を転換してください。入所施設機能を備えた拠点施設の推進は有用だと考えています。積極的に整備し、多様な暮らしをバックアップできるようにしてください。

要望②暮らしの場の不足の問題は多くの地域で深刻になっているということを確認してください。また、不足は重度で困難な状態にある障害者に差別的対応をもたらす要因にもなっています。国は施設定員の削減方針を取り下げ、暮らしの場の整備について抜本的な対策を行ってください。

この中の、課題は 重度障害者に対して、地域生活を否定するものではないが、やはり家庭では介護の限界があり、入所施設が必要なので、是非つくってほしい。との要望である。

尚、グループホームは、厚労省で三年間の訓練施設との位置づけで、今の体制では重度障害者や強度行動障害者は利用できない。

分科会では、厚労省は、入所施設は削減方針を掲げているが、真に必要な施設は、つくると言っている。(しかし、真に必要な施設は、どんな施設なのか示していない)各自治体に対して厚生労働省は、入所施設の削減目標を設定するように具体的な数値を求めるアンケートを実施しているが、(国としては四パーセントの削減目標を掲げている)全



国で四つの県が削減目標を出せないとゼロ回答をしている。

中内会長は親たちの願いを代弁して、「親たちは、障害者の地域移行を否定しているわけではない。地域で、障害を持った子供と暮らしつづけたいと思っている。しかし、親の方が当然早く亡くなるわけで、他の兄弟にはこれ以上がまんさせたくない。では、障害を持った子供の住みかはどこになるのか?」

今のグループホームは、三年の訓練施設であり、(更新は、できると思うが三年ごとの契約で地域で暮らしなんておかしい。)一方で国は、入所施設は削減する方針で、真に必要な入所施設はつくると言うが、ではその真に必要な施設とは、誰が判断するのか? 親は、日々不安に暮らしている。これ以上子どもことでの将来の不安をなくして欲しい。」と訴えました。





お知らせコーナー



1. 長野県障害者運動推進協議会 2016年度 協議員総会

期日 2016年3月19日(土)

会場 長野市障害者福祉センター202

日程・内容 受付 12:30~

- ◇ 県から新年度事業・予算の説明および意見交換会 13:00~13:50
- ◇ 記念講演「危機の時代を切り拓く私たちの運動」(仮題) 14:00~15:20
講師 白沢 仁さん(障全協事務局長)
- ◇ 協議員総会 15:30~16:30
2015年度の活動をまとめ、2016年度活動方針を決定します。
★お願い 各団体、複数の参加をお願いします。
個人会員も積極的にご参加ください。

2. 中信地区の特別支援教育を考える会

日時 2016年1月17日(日) 10:00~12:00

会場 なんなん広場(松本市・南松本駅そば)

3. 長野県社会保障推進協議会第21回総会

期日 2016年2月6日(土)

会場 長野市生涯学習センター(トイゴ)

○総会(午前) 3階第1・2会議室 ○講演会(午後) 4階会議室

日程・内容 受付 10:00~

- ◇ 第21回総会 10:30~12:30
- ◇ 講演会 受付 13:00~
講演会 13:30~15:30
講師 本田 宏氏(外科医・医療制度研究会副理事長)
演題「本当の医療・介護崩壊はこれからやってくる」
☆講演会は公開で行います。どなたでも参加できます。

県推協への年
末カンパをお願
いします。



4. 日本障害者協議会(JD)連続講座

国連・障害者権利条約にふさわしい施策実現を求めて!

講座1. 2016年1月25日(月) 18:30~20:30

百瀬 優氏(流通経済大学経済学部準教授)

『障害者の所得の状況と求められる所得保障政策』

—障害年金を中心とした障害者の自立とその課題整理—

会場 東京しごとセンター地下2階講堂 千代田区飯田橋3-10-3

講座2. 2月22日(月) 講座3 3月22日(月) 次号で紹介します。

◎問い合わせ 県推協事務局まで

TEL/FAX 026(264)5256

E-mail: suishin2007@yahoo.co.jp